

# 説明書（インフルエンザ予防接種）

## ◆インフルエンザ予防接種とは

インフルエンザはふつうのかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し重症化することが多いのが特徴です。65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で死亡率が高くなるという点でも普通のかぜとは違います。インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められ、高齢者の発病防止や重症化防止に有効であり、死亡率も低下すると言われています。

インフルエンザワクチンの効果が現れるまでに約2週間程度かかり、その後約5ヶ月間効果が維持されます。インフルエンザが流行する前の12月中旬までに、接種を受けるようにしましょう。

## ◆予防接種対象者

寒川町に住民登録があり、①又は②に該当する人

①接種日現在、65歳以上の人

②接種日現在、60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある人（上記障がい名の身体障害者手帳1級相当の人）

## ◆予防接種後の副反応と注意

注射の跡が赤くなる・はれる・痛む等や、熱が出る・悪寒・だるい等ありますが、通常2～3日のうちに治ります。

その他、接種直後まれに発汗・じんましん・吐き気・呼吸困難等が起きることがあります。

予防接種を受けた日の入浴は差し支えありませんが、激しい運動や飲酒はさけましょう。

注) 接種後30分は急な副反応が現れることがあるので、医師とすぐに連絡が取れるようにしましょう。

## ◆予防接種の可能・不可能

医師の診察の結果によっては、予防接種が受けられない場合があります。わからないことがある場合は、予防接種を受ける前に医師や看護師に質問し、納得したうえで接種を受けましょう。

上記の説明を理解し、高齢者肺炎球菌予防接種を希望の方は、予診票にご記入のうえ接種を受けてください。

※インフルエンザ予防接種希望者で、被接種者(本人)が署名できない場合、代理人(家族)が署名し被接種者との続柄を記入して下さい。

## ◆健康被害の救済制度について

予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。申請に必要な手続き等については、予防接種を受けられた市町村にご相談ください。（厚生労働大臣の認定にあたっては、第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われます。）

寒川町 健康づくり課 健康づくり担当

TEL 74-1111